30月	2.484104	90月	7.363982	150月	12.128410	210月	16.780120
31月	2.566413	91月	7.444343	151月	12.206870	211月	16.856724
32月	2.648656	92月	7.524640	152月	12.285268	212月	16.933267
33月	2.730899	93月	7.604938	153月	12.363666	213月	17.009810
34月	2.813077	94月	7.685171	154月	12.442001	214月	17.086292
35月	2.895254	95月	7.765405	155月	12.520336	215月	17.162774
36月	2.977366	96月	7.845574	156月	12.598609	216月	17.239195
37月	3.059478	97月	7.925743	157月	12.676881	217月	17.315616
38月	3.141525	98月	8.005849	158月	12.755092	218月	17.391976
39月	3.223571	99月	8.085954	159月	12.833302	219月	17.468336
40月	3.305552	100月	8.165996	160月	12.911450	220月	17.544635
41月	3.387533	101月	8.246037	161月	12.989598	221月	17.620934
42月	3.469449	102月	8.326015	162月	13.067683	222月	17.697172
43月	3.551364	103月	8.405992	163月	13.145769	223月	17.773410
44月	3.633215	104月	8.485906	164月	13.223792	224月	17.849587
45月	3.715065	105月	8.565820	165月	13.301815	225月	17.925765
46月	3.796850	106月	8.645670	166月	13.379776	226月	18.001881
47月	3.878635	107月	8.725520	167月	13.457737	227月	18.077998
48月	3.960355	108月	8.805307	168月	13.535636	228月	18.154054
49月	4.042074	109月	8.885093	169月	13.613535	229月	18.230110
50月	4.123729	110月	8.964816	170月	13.691371	230月	18.306105
51月	4.205383	111月	9.044539	171月	13.769208	231月	18.382100
52月	4.286973	112月	9.124198	172月	13.846982	232月	18.458034
53月	4.368562	113月	9.203857	173月	13.924757	233月	18.533969
54月	4.450086	114月	9.283452	174月	14.002469	234月	18.609843
55月	4.531611	115月	9.363048	175月	14.080182	235月	18.685717
56月	4.613070	116月	9.442580	176月	14.157832	236月	18.761530
57月	4.694529	117月	9.522112	177月	14.235483	237月	18.837344
58月	4.775924	118月	9.601581	178月	14.313071	238月	18.913097
59月	4.857318	119月	9.681049	179月	14.390660	239月	18.988850
60月	4.938647	120月	9.760455	180月	14.468187	240月	19.064542

別表第５（第20条関係）

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合
1,000分の7.5	1,000分の7.5

附　則

この変更は、平成27年10月１日から施行する。

公示送達

山下たき子氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成27年11月４日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成27年綱第374号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成27年11月４日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成27年11月４日　　岡山県教育委員会

１　失効した免許状

氏名　三宅　宏明、本籍地　岡山県

免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者

高等学校教諭一種免許状（理科）

平11高一第７号

平成11年５月１日、徳島県教育委員会

２　失効年月日　平成27年９月４日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第３項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

平成27年11月４日　　愛知県教育委員会

１　本籍地、氏名、生年月日

愛知県、板津　直也、昭和63年10月30日

２　免許状の種類、番号、授与年月日

(1)　高等学校教諭１種免許状（公民）、平22高１第3283号、平成23年３月18日

(2)　高等学校教諭１種免許状（商業）、平22高１第3284号、平成23年３月18日

３　授与権者　愛知県教育委員会

４　取上げ年月日　平成27年10月14日

５　取上げの事由

教育職員免許法第11条第３項該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60歳前後の男性(推定)、身長163.5cm位、頭髪前額部から頭頂部にかけて禿げ上がる、上衣紺色長袖ポロシャツ、紺色半袖Ｔシャツ、下衣黒色ジャージ、紺色トランクスパンツ、黒色靴下、黒色運動靴、黒色デジタル式腕時計を着用

上記の者は、千葉県船橋市湊町１丁目海老川第一水門付近河口において発見されました。身元の判明になるものがないため、遺骨は船橋市で保管しております。心当たりの方は、船橋市地域福祉課まで申し出てください。

平成27年11月４日

千葉県　　船橋市長　松戸　　徹